

参議院文教科科学委員会會議録第六号

平成二十五年十二月三日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月二十八日

石上 俊雄君

櫻井 充君

藤巻 健史君

中山 恭子君

十一月二十九日

中山 恭子君

補欠選任

十二月二日

新妻 秀規君

補欠選任

出席者は左のとおり。

丸山 和也君

石井 浩郎君

橋本 聖子君

柴田 巧君

上野 通子君

衛藤 晟一君

中曾根弘文君

二之湯武史君

堀内 恒夫君

水落 敏栄君

河野 義博君

矢倉 克夫君

松沢 成文君

田村 智子君

藤巻 健史君

衆議院議員

文部科学委員長

山下 貴司君

文部科学委員長

吉野 正芳君

代理

文部科学委員長

代理

大口 善徳君

国務大臣

文部科学大臣

下村 博文君

事務局側

常任委員会専門員

美濃部寿彦君

本日の会議に付した案件

○東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(丸山和也君) ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(丸山和也君) 速記を起こしてください。委員の異動について御報告いたします。

○委員長(丸山和也君) 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案を議題といたします。

ました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

この法律案は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害が大規模で長期間にわたる未曾有のものであり、当該事故による原子力損害の被害者のうちに、今なお不自由な避難生活を余儀なくされ、その被った損害の額の算定の基礎となる証拠の収集に支障を来している者が多く存在すること、個々の被害者に性質及び程度の異なる原子力損害が同時に生じその賠償の請求に時間を要すること等により、これらの賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることに鑑み、これらの被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、一般の原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例を定めるものがあります。

次に、本案の主な内容について御説明いたします。

第一に、国は、一般の原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるよう、国の行政機関におけるこれらの原子力損害の賠償の円滑化のための体制の整備、紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実、原子力損害賠償支援機構による相談体制及び情報提供体制の強化その他の措置を講ずるものとするとしております。

第二に、一般の原子力損害に係る賠償請求権に関する民法第七百二十四条の規定の適用については、同条では三年間とされている消滅時効の期間を十年間とするともに、同条では不法行為の時から二十年とされているいわゆる除斥期間を損害が生じた時から二十年とすることとしております。

以上が本案の趣旨及び内容であります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(丸山和也君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。別に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(丸山和也君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願 第四二四号(第四六〇号)(第四六一号)(第四六二号)(第四六三号)(第四六四号)(第四六五号)(第四六六号)(第四六七号)(第四六八号)(第四六九号)(第四七〇号)(第四七一号)(第四七二号)(第四七三号)(第四七四号)(第四七五号)(第四七六号)(第四七七号)(第四七八号)(第四七九号)(第四八〇号)

一、子供や地域住民の安全・安心のよりどころである学校に正規の現業職員を必ず配置するための法制化に関する請願(第五八〇号)

第四二四号 平成二十五年十一月十五日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

請願者 川崎市 田島俊一郎 外五百八十六名
紹介議員 石橋 通宏君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四六〇号 平成二十五年十一月十九日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

請願者 札幌市 藤田修 外二千七百八十三名
紹介議員 山田 太郎君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四六一号 平成二十五年十一月十九日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

請願者 石川県金沢市 中野二美子 外百八十三名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四六二号 平成二十五年十一月十九日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

請願者 和歌山県田辺市 榎本伊津子 外百八十三名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四六三号 平成二十五年十一月十九日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

請願者 茨城県取手市 妹尾昌子 外百九十三名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四六四号 平成二十五年十一月十九日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

請願者 東京都板橋区 石田明子 外百八十三名
紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四六五号 平成二十五年十一月十九日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

請願者 東京都杉並区 松林潤子 外百八十三名
紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四六六号 平成二十五年十一月十九日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

請願者 東京都杉並区 副島直美 外百八十三名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四六七号 平成二十五年十一月十九日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願
請願者 東京都杉並区 寺田かつ子 外百八十三名
紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四六八号 平成二十五年十一月十九日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

請願者 さいたま市 長谷川美津 外百八十三名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四六九号 平成二十五年十一月十九日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

請願者 千葉県木更津市 田村和子 外百八十三名
紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四七〇号 平成二十五年十一月十九日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

請願者 鳥根県松江市 室津幹子 外百八十三名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第四七一号 平成二十五年十一月十九日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

請願者 神戸市 佐藤和子 外百八十三名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第五〇一号 平成二十五年十一月十九日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願
請願者 東京都世田谷区 野村久美子 外四百九十九名
紹介議員 徳永 エリ君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第五〇二号 平成二十五年十一月十九日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

請願者 東京都小金井市 桐生絹枝 外千五百六十九名
紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第五〇九号 平成二十五年十一月十九日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

請願者 東京都府中市 樋口仁巳 外八百八十五名
紹介議員 松沢 成文君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第五七九号 平成二十五年十一月二十二日受理
原発事故賠償の時効問題の抜本的な解決に関する請願

請願者 茨城県守谷市 小松郁子 外二千八百八十三名
紹介議員 薬師寺みちよ君

この請願の趣旨は、第二九〇号と同じである。

第五八〇号 平成二十五年十一月二十二日受理
子供や地域住民の安全・安心のよりどころである学校に正規の現業職員を必ず配置するための法制化に関する請願

請願者 北海道室蘭市 清水正貴 外百三十七名
紹介議員 井上 哲士君

学校現業職員は、学校の施設・設備の安全を

日々点検し、修繕や整備など教育環境の整備を行い、心と体の健康を育む給食調理、食と農の教育を支える農場作業、障害のある子供を支える介助などの業務に携わっている。さらに、教員や様々な職種の職員と連携し、年間の行事を配慮しながら、教育活動を支える業務に取り組んでおり、正規の職員だからこそ、学校の隅々まで目を配り、毎日起こる様々な出来事に対応し、子供たちの安全・安心を守る学校づくりができる。二〇一一年三月、東日本大震災が発生したとき、被災地の学校では児童・生徒の安全確認はもとより地域の避難住民の世話などに、教員・養護教諭・事務職員・現業職員などあらゆる職種の教職員が一丸となって全力を尽くした。学校は、正に子供や地域住民の安全・安心のよりどころである。ところが、学校現業職員の法的身分は、高校・特別支援学校は学校教育法第六十条、小・中学校は第三十七条において「その他必要な職員を置くことができる」との規定にとどめられ、教職員標準定数法にも定められていないため、財政難を理由にした現業職員の採用停止・退職不補充、業務の民間委託化が進み、偽装請負が横行している。また、事務職などへの任用替えの押し付けが広がっており、総務省の技能労務職(現業職員)賃金の不当な官民比較によって賃金切下げが誘導され、生活破壊の大幅賃金切下げが全国に広がっている。これらの事態は、学校教育活動と不離一体で進められるべき学校現業の仕事に不安定にし、安全・安心で快適な教育環境をつくることを困難にしており、こうした状況を改善し、子供たちに行き届いた教育を保障するため、学校に正規の学校現業職員を必ず配置するよう、法制化することを求める。

十二月二日本委員会に左の案件が付託された。
一、東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案(衆)
東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案
東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律
第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害が大規模で長期間にわたる未曾有のものであり、特定原子力損害(当該事故による損害であつて原子力事業者(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第二条第三項に規定する原子力事業者をいう)が同法第三条第一項の規定により賠償の責めに任ずべきものをいう。以下同じ)を被った者(以下「特定原子力損害の被害者」という)のうちに今なお不自由な避難生活を余儀なくされその被った損害の額の算定の基礎となる証拠の収集に支障を来している者が多く存在すること、個々の特定原子力損害の被害者に性質及び程度の異なる特定原子力損害が同時に生じその賠償の請求に時間を要すること等により、特定原子力損害に係る賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることに鑑み、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、

特定原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例を定めるものとする。
(早期かつ確実な賠償を実現するための措置)
第二条 国は、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるよう、国の行政機関における特定原子力損害の賠償の円滑化のための体制の整備、紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実、原子力損害賠償支援機構による相談体制及び情報提供体制の強化その他の措置を講ずるものとする。
(消滅時効等の特例)
第三条 特定原子力損害に係る賠償請求権に関する民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十四条の規定の適用については、同条前段中「三年間」とあるのは「十年間」と、同条後段中「不法行為の時」とあるのは「損害が生じた時」とする。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

平成二十五年十二月十七日印刷

平成二十五年十二月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F